「2025 年　年金ポケットブック」お詫びと訂正

「2025 年版　年金ポケットブック」において、82～83 頁に源泉徴収される公的年金額の金額について、令和 8 年 1 月 1 日以降 65 歳以上 168 万円、65 歳未満 118 万円という記述がありますが、これは基礎控除額が 10 万円増額されたことにより、それぞれ 10 万円を増額させたものです。しかし 2025 年 4 月に入り、公的年金からの所得税の源泉徴収について国税庁から以下のような公表がなされました。

	その年中に支払いを受けるべき公的年金等の額	
	令和 8 年分以後	【参考】令和 7 年分以前
65 歳以上	205 万円 (2 階部分のみの場合には 127 万円)	158 万円 (2 階部分のみの場合には 80 万円)
65 歳未満	155 万円	108 万円

「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」国税庁令和7年4月より抜粋

したがって令和 7 年中の公的年金等については、源泉徴収されない年金額の基準は 158 万円と 108 万円のままとなり、令和 8 年 1 月 1 日以降に支給される年金については上記に読み替えて本書をご利用いただければと存じます。本書制作に間に合わず申し訳ございません。図表についても、下記のように訂正するとともに、お詫び申し上げます。

83 頁

所得税の源泉徴収（誤）

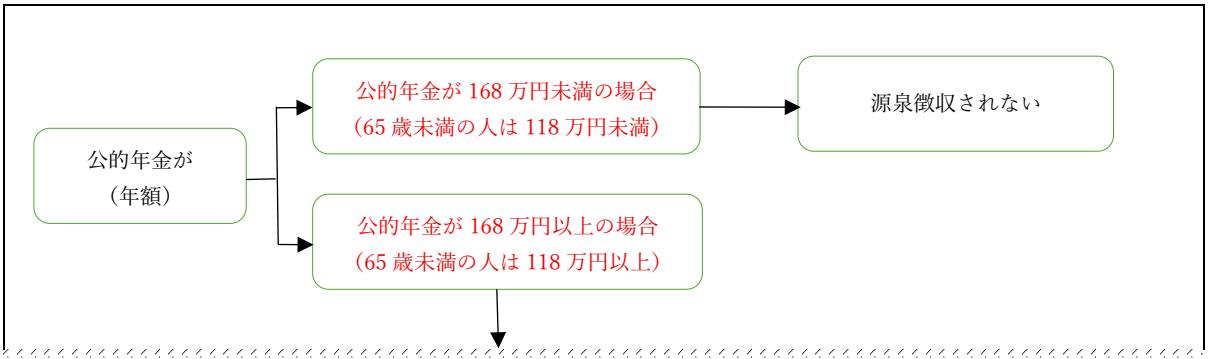

所得税の源泉徴収（正）

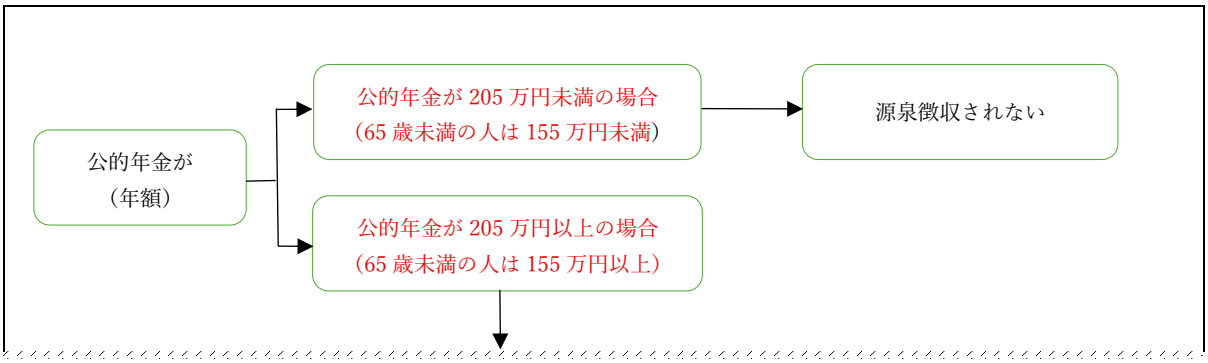

なお、表中「２階部分のみの場合は～」の意味は、農業者年金、国民年金基金、厚生年金基金および 65 歳以上の老齢基礎年金の受給者で共済組合から支給の老齢厚生年金等の年金に限られます。
これらについては、本書では特に詳細な記述はしておりませんので、その部分についての説明は省いています。